

2017年7月10日

西川一誠 福井県知事様  
福井県総務部財産活用推進課課長 様

サヨナラ原発福井ネットワーク  
福井から原発を止める裁判の会  
反原発福井コラボレーション  
原発問題住民運動福井県連絡会

### 【公開質問状】

私たち宛に出された今年3月31日付の公文書について再度回答してください

去る6月8日、4月21日に私たちが知事、県財産活用推進課長宛に提出した公開質問状に対する回答を、同課長から面談にて受けました。

面談後の回答を受け再質問いたします。

なお回答は2週間をめぐりにお願いいたします。

### 【質問項目】

1. 公文書による要請（以下、要請）は強制できないと認識していると回答されましたが、その理由は何ですか。
2. 平成27年9月11日に、男性から県に寄せられた私たちの活動に対する意見を記録した聴取簿には、財産活用推進課が「庁舎内や構内道路といった県の敷地ではないので、撤去の指示等を出すことができない」「通行している一般の方などに危険な様子であれば警察に通報することはできる」と答えたことが記されています。当初はこのような回答をしながら要請を行うようになった理由について、6月8日の面談での回答（以下、回答）は「意見が断続的に積み重なって来たので配慮をお願いできないかと」判断したということでした。この判断の変化はどのような基準や根拠によるものでしょうか。
3. 要請には「時期的」な要素も関係している（お堀の桜開花、観光客の県庁周辺の回遊などがある時期）との回答でした（山田総務部長は「活動に苦情があり、環境を少しでも良くしたい」、西川知事も「権利と周辺の影響のバランスを考えて、いろいろなことを行うのは普通の考え」と発言：5月2日 福井新聞参照）。時期的なことが要請を行う理由となるということは、同じ市民活動を行っても、要請しない時期もあるということでしょうか。その判断はどのような基準に基づいて行うのですか。

4. 今回の要請は「行政手続法」の行政指導に該当すると考えますがいかがでしょうか。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(略)

六 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言、その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。

5. 同法には、複数の者に対して行政指導することについて、以下のように定められています。

(複数の者を対象とする行政指導)

第三十六条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

私たちには「行政指導指針」を目にしておりませんが、この点はどのように理解すればよいのでしょうか。

6. 「福井県事務決裁規定」では重要事項等の専決の制限として、以下のように定められています。

第4条 専決をすることができる者は、専決をすることができる事項(以下「専決事項」という。)であつても、当該専決事項が次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 内容が特に重要であると認められるとき。
- (2) 取扱い上異例に属し、または重要な先例になると認められるとき。
- (3) 疑義もしくは重大な紛争があるとき、または処理の結果重大な紛争を生ずるおそれがあると認められるとき。
- (4) あらかじめその処理について特に上司の指示を受けたとき。

今回の要請は上記規定に該当しないと判断されたとのことですが、今後も私たちの活動に対して擦せられる苦情への対処は、やはり重大でないと考えるのでしょうか。その判断は何に基づいて判断されるのでしょうか。

7. 4月21日の私たちの公開質問状提出が報道された後、今要請に関して4月21日～5月21日に福井県に26件の意見が寄せられたことが情報公開請求の結果分かりました。その内、県への批判は25件でした。これは、平成27年9月11日～平成29年3月29日に寄せられた私たちの活動に対する苦情10件を件数及び集中の度合いから上回るものです。この意見に対しては何の対応もしないとの回答でしたが、その判断は何に基づくものでしょうか。県を批判する意見に対しては、どうして何も対処しないのでしょうか。
  
8. 要請文にある「快適な通行環境」及び「その確保」とは具体的にどういうことを示してください。

真摯なご対応をお願いいたします。

以上